4 法第三十三条第一項及び第二項並びに法第三十四条第一項及び第二項の規定による海上保安庁長官の権限は、法第三十三条第一項に規定する当該海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

5 法第三十五条第一項の規定による海上保安庁長官の権限は、当該協議会を組織しようとする湾その他の海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

6 法第三十六条、法第三十八条第一項及び法第三十九条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該指定海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

7 法第四十条第一項から第五項まで及び第七項、法第四十一条第一項から第五項まで並びに法第四十二条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該行為に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

8 法第四十三条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該海難が発生した海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

9 （略）

10 法第三十七条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該指定海域を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

11 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一・二 （略）

三 法第三十三条第一項、法第三十四条第一項及び第二項、法第三十六条、法第三十八条第一項並びに法第三十九条の規定による権限　東京湾海上交通センター

四 法第四十三条の規定による権限　当該海難が発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地

別表第四（第二十三条の五関係）

海域の名称	海域
東京湾アクアライン周辺海域	第一号から第三号までに掲げる地点を順次に結んだ線、東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十五度三十分に引いた線以西であつて、かつ、二百五十八度三十分に引いた線以南の部分、東京湾アクアライン風の塔灯（北緯三十五度二十九分二十八秒東経百三十九度五十分六秒）を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十一度に引いた線以西であつて、かつ、二百四十九度三十分に引いた線以南の部分、第四号から第七号までに掲げる地点を順次に結んだ線、同灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から三十二度に引いた線以東であつて、かつ、七十八度三十分に引いた線以北の部分並びに東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ一度及び九十五度に引いた線以東の部分により囲まれた海域 一　東京湾アクアライン海ほたる灯から九十五度三千七百メートルの地点

（新設）

（新設）

2 法第三十二条、法第三十四条第一項及び法第三十五条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該指定海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3 法第三十六条第一項から第五項まで及び第七項、法第三十七条第一項から第五項まで並びに法第三十八条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該行為に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

4 法第三十九条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該海難が発生した海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

5 （略）

6 法第三十三条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該指定海域を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

7 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一・二 （略）

三 法第三十二条、法第三十四条第一項及び法第三十五条の規定による権限　東京湾海上交通センター

四 法第三十九条の規定による権限　当該海難が発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地

（新設）